

第1四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

太陽誘電株式会社

(E01824)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
【株式の総数】	11
【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	12
(3) 【ライツプランの内容】	18
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	18
(5) 【大株主の状況】	18
(6) 【議決権の状況】	19
【発行済株式】	19
【自己株式等】	19
2 【株価の推移】	19
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
(1) 【四半期連結貸借対照表】	21
(2) 【四半期連結損益計算書】	23
【第1四半期連結累計期間】	23
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	24
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	25
【追加情報】	25

【注記事項】	26
【事業の種類別セグメント情報】	27
【所在地別セグメント情報】	27
【海外売上高】	28
2 【その他】	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	30
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月8日
【四半期会計期間】	第68期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	太陽誘電株式会社
【英訳名】	Taiyo Yuden Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神崎 芳郎
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野6丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部次長 横田 年昭
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野6丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部次長 横田 年昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第67期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	51,282	238,274
経常利益(百万円)	2,567	19,141
四半期(当期)純利益(百万円)	904	10,634
純資産額(百万円)	170,725	167,766
総資産額(百万円)	279,244	271,605
1株当たり純資産額(円)	1,447.20	1,403.24
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	7.61	89.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	7.06	82.06
自己資本比率(%)	61.0	61.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,440	29,791
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,376	43,768
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,390	12,855
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	35,094	35,401
従業員数(人)	20,079	20,117

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	20,079
---------	--------

（注）1 従業員数は就業人員数であります。

2 臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員は、当該臨時従業員の総従業員数に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。なお、臨時従業員には派遣社員は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	2,970
---------	-------

（注）1 従業員数は就業人員数であります。

2 臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員は、当該臨時従業員の総従業員数に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。なお、臨時従業員には派遣社員は含まれておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	生産高（百万円）	前年同期比（％）
コンデンサ	25,523	-
フェライト及び応用製品	8,335	-
モジュール	6,317	-
記録製品	6,200	-
その他電子部品	4,425	-
合計	50,801	-

（注） 金額は、当第1四半期連結会計期間の平均販売単価を用いております。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
コンデンサ	23,391	-	13,862	-
フェライト及び応用製品	8,537	-	4,829	-
モジュール	8,827	-	3,936	-
記録製品	6,761	-	1,152	-
その他電子部品	4,475	-	527	-
合計	51,992	-	24,308	-

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	販売高（百万円）	前年同期比（％）
コンデンサ	23,354	-
フェライト及び応用製品	8,131	-
モジュール	8,577	-
記録製品	6,662	-
その他電子部品	4,555	-
合計	51,282	-

（注） 主要な販売先は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く市場環境は、前年同期に比較して薄型ＴＶが牽引した民生機器は堅調に推移したものの、パソコン、部品などの生産調整が大きく影響したことにより、前年同期比で受注が減少しました。

このような状況下、当社グループは、4つの事業部門において以下のような取り組みを行いました。

コンデンサは、主力の積層商品群において生産性改善を主体とした原価低減の推進、ハイエンド商品の能力拡大と、市場開拓強化による売上の拡大などの体質強化に取り組んできました。フェライト及び応用製品は、需要が拡大しているデジタル機器の電源回路向けに巻線インダクタの販売拡大と安定供給に努めてきました。モジュールは、Bluetooth®モジュールや無線ＬＡＮモジュールなどの商品力強化を加速、推進してきました。記録製品は、引き続き生産性改善、品質の強化などに取り組み、信頼性の高い商品の安定供給と更なるコスト低減に努めてきました。

その結果、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は512億82百万円、営業利益は18億76百万円、経常利益は25億67百万円、四半期純利益は9億4百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における期中平均の為替レートは1米ドル102.57円と前年同期の平均為替レートである1米ドル119.02円と比べ16.45円の円高となりました。

製品別の売上高は次のとおりであります。

[コンデンサ]

積層セラミックコンデンサをはじめ、各種セラミックコンデンサが含まれます。

当第1四半期連結会計期間は、デジタル機器、携帯電話などの売上が前年同期比で増加したものの、部品、パソコンなどの生産調整が大きかったことが影響し、売上高は233億54百万円となりました。

[フェライト及び応用製品]

フェライトコア、その応用製品である各種インダクタが含まれます。

当第1四半期連結会計期間は、液晶ＴＶ向けが大きく伸長したものの、携帯電話、パソコン、部品向けなどの売上が前年同期比で減少したことにより、売上高は81億31百万円となりました。

[モジュール]

各種電源モジュール、高周波モジュールが含まれます。

Bluetooth®モジュールや無線ＬＡＮモジュールなどの売上が前年同期に比較して減少したものの、液晶ＴＶ向けバックライト用インバータモジュールが順調に推移したことにより、売上高は85億77百万円となりました。

[記録製品]

ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ／ＤＶＤ＋Ｒが含まれます。

当第1四半期連結会計期間は、ＤＶＤ－Ｒ／ＤＶＤ＋Ｒの生産性改善と高品質商品の安定供給に努めてきたものの、売上高は66億62百万円となりました。

[その他電子部品]

製品別区分に属さない製品と関係会社の事業が含まれます。

関係会社における実装事業が売上高の主なものであり、売上高は45億55百万円となりました。

(2) 財政状態の変動状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に対して76億39百万円増加しました。流動資産は40億40百万円増加しており、主な要因は、商品及び製品の増加19億93百万円であります。固定資産は35億99百万円増加しており、主な要因は、有形固定資産の増加36億50百万円であります。

負債は、46億80百万円増加しました。主な要因は、長期借入金の増加49億78百万円であります。

純資産は、29億58百万円増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは34億40百万円となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益19億69百万円、減価償却費62億43百万円、仕入債務の減少45億23百万円、売上債権の減少24億78百万円、たな卸資産の増加23億32百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは103億76百万円の支出となりました。主な要因は、固定資産の取得86億26百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは53億90百万円となりました。主な要因は、短期借入金の増加30億円、長期借入れによる収入50億円、自己株式の取得による支出20億6百万円であります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に対して3億7百万円減少し、350億94百万円となりました。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の当社グループにおける研究開発費は21億83百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の自由な意思に依拠すべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランの内容

1. 本プランの対象となる当社株券等の買付

当社は、上記の会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

2. 本プラン導入の目的

中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

突然大規模買付行為がなされた時に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。

当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置し、独立委員会規程を定めることといたしました。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役並びに社外有識者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付者が大規模買付ルールに基づき提出する情報が十分であるか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断を取締役会からの諮問に対して遅くとも取締役会評価期間（後記4.(3)に定義されています。）の期限の10日前（以下、「勧告期限」といいます。）までに取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は次のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び当社指定の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

(2) 大規模買付者からの本必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。

大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為における買付価格の算定根拠

大規模買付行為における買付資金の裏付け

大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策

大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係わる利害関係者への対応方針

(3) 当社取締役会の本必要情報の評価、検討及び開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと判断して、情報提供完了通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者による、意向表明書を提出しない突然の買付行為、本必要情報を提供しない買付行為、取締役会評価期間を与えない買付行為、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当の実施による対抗措置を取ることがあります。

なお、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、前記(1)で述べた対抗措置を取ることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当するものと考えます。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

取締役会が、上記のように例外的に対抗措置の発動が必要と判断した場合は、独立委員会に対し十分な検討期間を設けた勧告期限を設定した上で発動の是非について諮問を行い、独立委員会は、勧告期限までに発動の是非について勧告を行うこととします。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し発動の是非について最終的な判断を行うものとします。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、平成20年6月27日開催の第67期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において承認を戴き発効いたしました。

本プランの有効期間は2年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本プランの廃止は、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

7. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付行為が 大規模買付ルールを遵守していない場合、 大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合、 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合等、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い当社の社外取締役、社外監査役並びに社外有識者から構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

本プランは本定時株主総会における承認により発効しており、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、買収防衛策の発動を阻止できないもの）ではありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	120,479,757	120,479,757	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	120,479,757	120,479,757	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(a) 平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成17年 6 月29日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成20年 6 月30日）
新株予約権の数	16個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月30日 ~ 平成37年 7 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1 円 資本組入額 1 円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成37年 6 月30日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成37年 7 月 1 日から平成37年 7 月31日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(b) 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の決議日（平成18年 6 月29日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成20年 6 月30日）
新株予約権の数	29個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	29,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	平成18年 8 月24日 ~ 平成38年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1,512.4円 資本組入額 757円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成38年 7 月23日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年 7 月24日から平成38年 8 月23日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

株主総会の決議日（平成19年 6 月28日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成20年 6 月30日）
新株予約権の数	32個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月14日 ~ 平成39年 7 月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 2,762円 資本組入額 1,381円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成39年 6 月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年 6 月14日から平成39年 7 月13日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成19年 6 月28日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 （平成20年 6 月30日）
新株予約権の数	46個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月14日 ~ 平成39年 7 月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 2,762円 資本組入額 1,381円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成39年 6 月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年 6 月14日から平成39年 7 月13日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

新株予約権付社債

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年4月27日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数	4,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,339,028株
新株予約権の行使時の払込金額	5,000,000円
新株予約権の行使期間	平成19年5月11日～ 平成26年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,746円 資本組入額 1,873円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）
新株予約権付社債の残高	20,000百万円

（注） 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- （1）組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を斟酌するものとする。）、これを行うことが可能であり、（ ）そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(1)に記載の当社の努力義務は、組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合で、当該組織再編等の効力発生日（但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日）において承継会社等が日本の上場会社であることを当社は予想していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当社が受託会社に対して交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- （2）上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

（ ）新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

（ ）新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

()新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ロ)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

()新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

()新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日となる2014年4月14日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとする。

()その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

()新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

()組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

()その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3)当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

転換社債

当社は、旧商法に基づき転換社債を発行しております。

当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）（平成8年4月18日発行）

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
転換社債の残高（百万円）	6,705
転換価格（円）	1,221
資本組入額（円）	611

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成20年 平成20年 4月1日 ~ 6月30日 （注）	1,638	120,479,757	1	23,556	0	41,449

（注） 新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。）による増加であります。

（5）【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から平成20年6月20日付で大量保有報告書（変更報告書）及び平成20年6月27日付で訂正報告書の提出があり、平成20年6月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
ＪＰモルガン・アセット・マネ ジメント株式会社 他3社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	19,924	16.53

当第1四半期会計期間において、野村證券株式会社及びその共同保有者から平成20年5月20日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成20年5月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
野村證券株式会社 他3社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	8,632	7.16

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,281,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 118,132,000	118,132	-
単元未満株式	普通株式 1,065,119	-	-
発行済株式総数	120,478,119	-	-
総株主の議決権	-	118,132	-

（注）1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株（議決権3個）含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式821株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 太陽誘電株式会社	東京都台東区上野 6丁目16番20号	1,281,000	-	1,281,000	1.06
計	-	1,281,000	-	1,281,000	1.06

（注）平成20年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、この決議に基づき1,577,000株を取得しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	1,225	1,304	1,325
最低（円）	951	1,105	1,092

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までに役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,880	38,304
受取手形及び売掛金	52,254	52,628
商品及び製品	15,885	13,891
仕掛品	13,453	13,161
原材料及び貯蔵品	14,227	13,405
その他	9,648	9,952
貸倒引当金	193	227
流動資産合計	145,156	141,116
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	65,604	64,120
機械装置及び運搬具	184,828	174,519
工具、器具及び備品	17,497	16,928
土地	7,929	7,960
建設仮勘定	12,047	14,202
減価償却累計額	166,105	159,579
有形固定資産合計	121,803	118,152
無形固定資産		
のれん	914	974
その他	677	714
無形固定資産合計	1,591	1,688
投資その他の資産		
投資有価証券	5,228	5,166
その他	5,474	5,492
貸倒引当金	9	11
投資その他の資産合計	10,693	10,647
固定資産合計	134,088	130,488
資産合計	279,244	271,605

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,905	23,811
短期借入金	16,150	13,039
1年内償還予定の転換社債	6,705	6,707
未払法人税等	1,270	3,406
賞与引当金	1,390	2,938
役員賞与引当金	15	82
その他	17,904	16,029
流動負債合計	64,341	66,014
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	20,000	20,000
長期借入金	11,540	6,561
退職給付引当金	2,127	1,888
役員退職慰労引当金	174	178
その他	10,334	9,195
固定負債合計	44,177	37,824
負債合計	108,519	103,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,556	23,555
資本剰余金	41,449	41,448
利益剰余金	113,749	113,469
自己株式	3,606	1,600
株主資本合計	175,148	176,873
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	113	107
繰延ヘッジ損益	7	13
為替換算調整勘定	5,059	9,733
評価・換算差額等合計	4,937	9,612
新株予約権	259	259
少数株主持分	254	246
純資産合計	170,725	167,766
負債純資産合計	279,244	271,605

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	51,282
売上原価	40,477
売上総利益	10,804
販売費及び一般管理費	¹ 8,927
営業利益	1,876
営業外収益	
受取利息	199
受取配当金	42
持分法による投資利益	1
為替差益	448
その他	193
営業外収益合計	886
営業外費用	
支払利息	117
その他	77
営業外費用合計	194
経常利益	2,567
特別利益	
固定資産売却益	4
補助金収入	1,057
その他	11
特別利益合計	1,073
特別損失	
固定資産除売却損	99
たな卸資産評価損	1,539
その他	31
特別損失合計	1,671
税金等調整前四半期純利益	1,969
法人税、住民税及び事業税	624
法人税等調整額	432
法人税等合計	1,057
少数株主利益	7
四半期純利益	904

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第 1 四半期連結累計期間
(自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 6 月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,969
減価償却費	6,243
のれん償却額	60
貸倒引当金の増減額 (は減少)	49
賞与引当金の増減額 (は減少)	1,555
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	66
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	6
受取利息及び受取配当金	242
支払利息	117
持分法による投資損益 (は益)	1
固定資産除売却損益 (は益)	95
売上債権の増減額 (は増加)	2,478
たな卸資産の増減額 (は増加)	2,332
仕入債務の増減額 (は減少)	4,523
その他	3,581
小計	5,768
利息及び配当金の受取額	294
利息の支払額	117
法人税等の支払額	2,504
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,440
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額 (は増加)	1,820
固定資産の取得による支出	8,626
固定資産の売却による収入	57
投資有価証券の取得による支出	37
その他	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,376
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (は減少)	3,000
長期借入れによる収入	5,000
長期借入金の返済による支出	22
自己株式の取得による支出	2,006
配当金の支払額	595
その他	15
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,390
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,238
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	307
現金及び現金同等物の期首残高	35,401
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 35,094

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業利益が1,289百万円、経常利益が1,313百万円、税金等調整前四半期純利益が2,852百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 なお、この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。 (3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。 (4) 副産物販売益 従来、副産物の販売収入については営業外収益の副産物販売益として計上しておりましたが、その取引の性質を見直した結果、営業成績をより適切に表示するため、当第1四半期連結会計期間より売上高に含めて計上する方法に変更しました。 これにより、売上高は120百万円増加し、売上総利益及び営業利益は同額増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ132百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金について保証を行っております。 高崎市倉賀野団地鍍金協同組合 19百万円	1 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金について保証を行っております。 高崎市倉賀野団地鍍金協同組合 23百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	
1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃及び手数料	1,611百万円
研究開発費	2,183
従業員給料手当	2,079
賞与引当金繰入額	243
減価償却費	134

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	
1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金勘定 39,880百万円
	預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金 4,786
	現金及び現金同等物 35,094

(株主資本等関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日) 及び当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数

普通株式 120,479,757株

2 . 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,865,320株

3 . 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 259百万円

4 . 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	595	5	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社及び連結子会社の事業として「電子部品事業」及び「その他事業」に区分しておりますが、当第1四半期連結累計期間については、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める「電子部品事業」の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	17,459	26,479	7,343	51,282	-	51,282
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	39,164	19,863	420	59,448	(59,448)	-
計	56,623	46,342	7,764	110,730	(59,448)	51,282
営業利益	1,732	754	134	2,621	(745)	1,876

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、香港、韓国、中国、マレーシア、シンガポール

(2) その他の地域.....アメリカ、ドイツ

3 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これにより、営業利益が、日本で864百万円、アジアで418百万円及びその他の地域で6百万円それぞれ減少しております。

(副産物販売益)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(4)に記載のとおり、従来、副産物の販売収入については営業外収益の副産物販売益として計上しておりましたが、その取引の性質を見直した結果、営業成績をより適切に表示するため、当第1四半期連結会計期間より売上高に含めて計上する方法に変更しました。これにより、売上高及び営業利益が、アジアで120百万円増加しております。

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しております。これにより、営業利益が、日本で132百万円減少しております。

【海外売上高】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	28,485	4,051	2,686	150	35,374
連結売上高(百万円)					51,282
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	55.6	7.9	5.2	0.3	69.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、香港、韓国、中国、マレーシア、シンガポール

(2) 北米.....アメリカ、カナダ、メキシコ

(3) ヨーロッパ.....ドイツ、イギリス、フィンランド、スウェーデン、フランス、イタリア

(4) その他の地域.....南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4 会計処理の方法の変更

(副産物販売益)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(4)に記載のとおり、従来、副産物の販売収入については営業外収益の副産物販売益として計上していましたが、その取引の性質を見直した結果、営業成績をより適切に表示するため、当第1四半期連結会計期間より売上高に含めて計上する方法に変更しました。これにより、海外売上高がアジアで120百万円増加しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引については、すべてヘッジ会計を適用しておりますので該当する事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 1,447.20円	1 株当たり純資産額 1,403.24円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額 7.61円	
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 7.06円	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益	904百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る四半期純利益	904
期中平均株式数	118,763千株
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額	11百万円
(うち社債利息 (税額相当額控除後))	(11)
普通株式増加数	10,954千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

太陽誘電株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太陽誘電株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。